

住居確保給付金のご案内

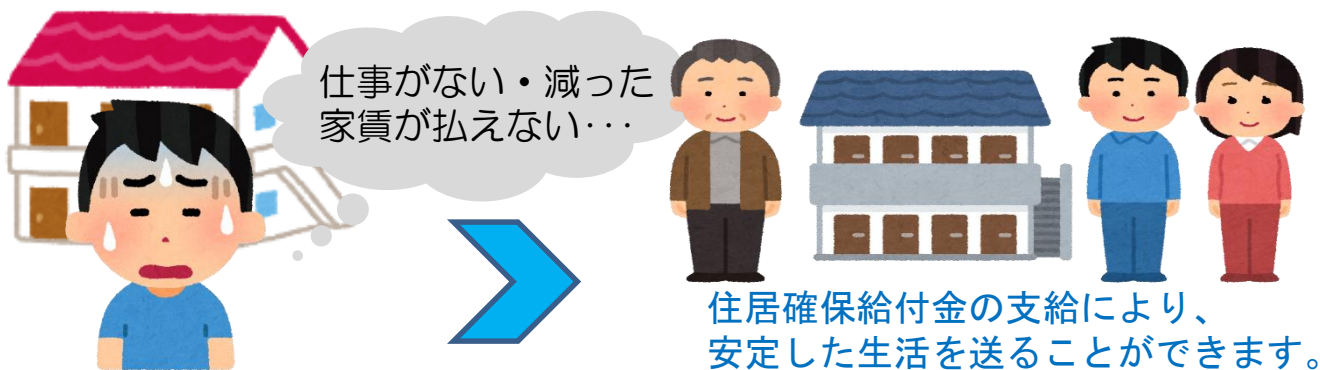
令和2年4月20日から対象者が拡がりました

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

これまでの対象者 離職・廃業から2年以内の方

令和2年4月20日以降

離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方



主な給付要件

- 令和2年4月30日から要件が緩和され、ハローワークへの求職申込みが不要となりました。

- ・ 離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少している。
- ・ 資産が一定額以内、かつ、下記の収入基準額（※）を下回る収入である。

※岩倉市の場合	単身世帯	2人世帯	3人世帯
収入基準額（月額）	118,000	168,000	207,100
支給家賃額（上限額）	37,000	44,000	48,100

主な給付要件のほか、その他必要な要件がありますので、以下のお問合せ先にご連絡ください。

【お問合せ先】 岩倉市生活自立支援相談室

0587-38-5830